

令和5年4月1日

生徒・保護者の皆様

県立加茂農林高等学校長
椎谷 一幸

令和4年度のいじめ認知件数について（お知らせ）

昨年度、いじめ防止対策推進法のいじめの定義（下記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知（いじめの疑い含む）した件数は7件です。この中のほとんどの事案が、冷やか
し・悪口等の事案であり、各事案は解決していますが継続的に面談、見守りを続けています。
本校のいじめ認知状況等について、ご不明な点がありましたら、学校までご連絡下さい。

（参考）

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

（1）いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としています。

（2）いじめ類似行為とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされています。